

昭和六十二年九月十七日提出
質問第三七号

シベリア抑留者に対する補償問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年九月十七日

提出者 長田 武士

衆議院議長 原 健三郎 殿

シベリア抑留者に対する補償問題に関する質問主意書

昨年の予算編成時においてシベリア抑留者に対する補償問題については、①生存者に銀杯と書状を贈る、②恩給を受けていない者に六十三年度以降、一人に十萬円の慰労金を給付する、③これに先立つて六十二年度実態調査を行う、として調査委託費と事務費が六十二年度予算に計上されたと承知している。

この問題について左記事項について政府の見解を示されたい。

- 一 実態調査の結果はどのようなものであつたのか。
- 二 六十三年度概算要求においては、シベリア抑留者関係はどのようなになつてゐるのか。
- 三 すでに戦後四十余年を経過し、現存者は高齢であり、復員後多くの死亡者が出てゐる。

「関係生存者」とはどのような人と定義づけてゐるのか。

また、四十余年を経過した今日において「生存者」のみを対象とすることは、復員後死亡された者との間に不公平が生ずると思われる。

復員された方々全員を対象とするべきではないかと思うが、どうか。

右質問する。